

加古川市保健衛生協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、加古川市保健衛生協議会（以下「会」という。）という。

(事務局)

第2条 会の事務局は、加古川市環境部環境保全課におく。

(支部設置)

第3条 会の円滑な運営を図るため、篠原、寺家町、本町、鳩里、氷丘、神野、新神野、野口中、野口南、野口北、平岡中、平岡南、平岡東、平岡北、尾上、別府、八幡、平荘、上荘、東神吉、西神吉、米田、志方中、志方東及び志方西の25支部をおく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 会は、加古川市内地区住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図りもって公害のない住みよい加古川市の建設に資することを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健衛生思想の普及向上に関すること。
- (2) 地区衛生組織の育成強化と活動体制の確立に関すること。
- (3) 地区衛生指導者の指導並びに研修に関すること。
- (4) 地区公害の除去並びにこれら対策に関すること。
- (5) 環境衛生施設の改善と新設に協力すること。
- (6) 講演会、講習会並びに先進地の視察見学会の開催
- (7) 関係機関、各種団体との緊密な連絡協調を図ること。
- (8) その他、会の目的達成に必要と認める事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会 員 加古川市内の町内会
- (2) 賛助会員 会の趣旨、目的に賛同する法人及びその他各種団体

(会費)

第7条 会の正会員並びに賛助会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第4章 役員及び職員

(役員)

第8条 会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、会計及び監事は常任理事会において選出する。

- 2 理事は、原則として、加古川市町内会連合会評議員をもってあてる。
- 3 常任理事は、原則として、加古川市町内会連合会理事をもってあてる。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、業務の執行にあたる。

- (4) 理事は、理事会を組織し、会の運営にあたる。
- (5) 会計は、会の経理をつかさどる。
- (6) 監事は、会の経理を監査し、総会に報告する。

(名誉会長)

第12条 会に名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、常任理事会の同意を得て会長が推挙する。
- 3 名誉会長は、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べ会の運営に参画することができる。

(顧問及び参与)

第13条 会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が推挙し、常任理事会の承認を得る。
- 3 顧問及び参与は、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べ会の運営に参画することができる。

(職員)

第14条 会長は、必要に応じ会に職員をおき、又は委嘱することができる。

第5章 会 議

(会議)

第15条 会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、毎年定期に開催し、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、必要により会長は別に議長を指名することができる。
- 3 総会は、理事会をもってかえることができる。
- 4 総会は、会員の半数以上（委任出席を含む。）が出席しなければ開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 6 総会は、事業報告と収支決算報告の承認、事業計画、収支予算及び規約の変更、その他会の重要な事項を審議する。

(理事会)

第 17 条 理事会は必要に応じ、会長が招集する。

- 2 理事会は、全役員をもって構成し、会議の議長は会長があたる。
- 3 理事会は、常任理事会より提案された事項について審議する。
- 4 理事会の開催並びに議決のための要件は、総会の例によるものとする。

(常任理事会)

第 18 条 常任理事会は必要に応じ、会長が招集する。

- 2 常任理事会は、理事、監事を除く役員をもって構成し、会議の議長は会長があたる。
- 3 常任理事会は、会の業務の執行について協議し、又、理事会に付議する事項を審議する。
- 4 常任理事会は、必要に応じて部会をもつことができる。

(緊急措置)

第 19 条 会長は、緊急を要し、かつ会議を招集するいとまがないと認めたときは、専決することができる。ただし、この場合においては次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

第 6 章 推 進 委 員

(推進委員)

第 20 条 会に保健衛生推進委員をおく。

- 2 推進委員は、各地区常任理事の推せんにより会長が委嘱する。

第 7 章 会 計

(経理)

第 21 条 会の経費は、次に掲げるものによってまかなう。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) 雑収入

(会計年度)

第 22 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 23 条 会の収支予算は、毎年、総会の議を経て定める。

2 会の収支決算は、毎年度末に監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第 24 条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (昭和 47 年 7 月 15 日)

1 この規約は、昭和 47 年 7 月 15 日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、加古川市環境衛生推進協議会規約は廃止する。

3 この規約の施行に伴う第 10 条の役員の任期は昭和 47 年度に限り、昭和 48 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 50 年 6 月 23 日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 51 年 6 月 4 日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 54 年 5 月 21 日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 60 年 6 月 20 日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 6 日)

この規約は、昭和 62 年 6 月 6 日より適用する。

附 則 (平成元年 6 月 6 日)

この規約は、平成元年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 8 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 14 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 15 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（令和２年４月１日）

この規約は、令和２年４月１日より適用する。

附 則（令和４年４月１日）

この規約は、令和４年４月１日より適用する。

附 則（令和６年４月１日）

この規約は、令和６年４月１日より適用する。